

令和3年度熊本市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(2) 年 間 患 者 数	294,564 人	△ 18,255 人	276,309 人
ア 入 院	155,536 人	△ 12,180 人	143,356 人
(ア) 市 民 病 院	112,555 人	△ 2,534 人	110,021 人
(イ) 植 木 病 院	42,981 人	△ 9,646 人	33,335 人
イ 外 来	139,028 人	△ 6,075 人	132,953 人
(ア) 市 民 病 院	108,900 人	△ 1,029 人	107,871 人
(イ) 植 木 病 院	27,588 人	△ 4,740 人	22,848 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,540 人	△ 306 人	2,234 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
ア 入 院			
(ア) 市 民 病 院	308 人	△ 7 人	301 人
(イ) 植 木 病 院	118 人	△ 27 人	91 人
イ 外 来			
(ア) 市 民 病 院	450 人	△ 4 人	446 人
(イ) 植 木 病 院	114 人	△ 20 人	94 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	10 人	△ 1 人	9 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	6,214 千円	△ 286 千円	5,928 千円
(ア) 市民病院	6,214 千円	△ 286 千円	5,928 千円
イ 医療機械器具購入	260,893 千円	△ 3,887 千円	257,006 千円
(イ) 植木病院	158,000 千円	△ 3,887 千円	154,113 千円
ウ 電算システム更新	21,477 千円	△ 2,131 千円	19,346 千円
(ア) 市民病院	13,177 千円	△ 1,880 千円	11,297 千円
(イ) 植木病院	8,300 千円	△ 251 千円	8,049 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条本文中「なお、特別損失中、災害復旧費569,030千円の財源に充てるため、災害復旧事業債261,600千円を借り入れる。」を削除し、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 病院事業収益	14,727,150 千円	2,055,475 千円	16,782,625 千円
第1項 医業収益	11,999,244 千円	△ 43,242 千円	11,956,002 千円
第2項 医業外収益	2,292,755 千円	2,352,387 千円	4,645,142 千円
第3項 特別利益	435,151 千円	△ 253,670 千円	181,481 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 病院事業費用	15,639,796 千円	△ 445,355 千円	15,194,441 千円
第1項 医業費用	14,680,334 千円	94,866 千円	14,775,200 千円
第2項 医業外費用	378,432 千円	19,319 千円	397,751 千円
第3項 特別損失	569,030 千円	△ 559,540 千円	9,490 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

519,702千円は、当年度分損益勘定留保資金496,311千円で補てんし、一時借入金23,391千円をもって措置」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額516,414千円は、当年度分損益勘定留保資金516,414千円で補てん」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)	
第1款 資本的収入	589,534 千円	△ 3,016 千円	586,518 千円	
第1項 企業債	276,500 千円	△ 31,400 千円	245,100 千円	
第2項 補助金	3,778 千円	22,373 千円	26,151 千円	
第3項 負担金	309,256 千円	2,165 千円	311,421 千円	
第4項 出資金	0 千円	567 千円	567 千円	
第5項 固定資産 売却代金	0 千円	3,279 千円	3,279 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)	
第1款 資本的支出	1,109,236 千円	△ 6,304 千円	1,102,932 千円	
第1項 建設改良費	332,925 千円	△ 6,304 千円	326,621 千円	

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院解体工事 (令和3年度追加分)	令和3年度～令和4年度	562,491

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
市民病院 医療機械 器具整備 事業	101,400	普通 貸借 又は 証券 発行	年5.0%以 内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合 は、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金 について は、その 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する ところよ る。た だし財政 の都合に より繰上 げ償還す ることが ある。	86,900	補正前に同じ		
市民病院 電算シス テム整備 事業	10,800				8,900			
市民病院 解体事業	261,600				0			
植木病院 医療機械 器具整備 事業	156,000				143,200			
植木病院 電算シス テム整備 事業	8,300				6,100			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	7,921,800 千円	△ 22,148 千円	7,899,652 千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条に定めた他の会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(会 計 名)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 一 般 会 計	377,573 千円	1,487 千円	379,060 千円

熊 本 市 長 大 西 一 史